

佐久穂町宅地造成支援補助金について

2区画以上の分譲地であれば1区画60万円を補助します！
 3区画以上の分譲地で開発道路があれば、道路の面積に対して 7,000円/m²の補助、
 公共下水道区域外で公共下水道に接続する場合も1区画 33.2万円の補助があります。

佐久穂町の定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を促進するため、民間事業者が実施する定住を目的とした宅地分譲の造成事業に対し、補助金を交付します。

【助成期間】（事業の認定受付期間）令和4年5月20日～令和7年3月31日

【対象者】

- ・町内で、第三者に販売提供する分譲地を造成する法人又は個人
- ※個人は市区町村税、法人は法人事業税の滞納がないこと。暴力団員及び宗教法人ではないこと。
- ※土地の売買については、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が行うこと。

【交付要件】

- ・宅地造成を行う土地は、佐久穂都市計画区域内であること
- ・分譲地が一団で2区画以上、開発道路※においては3区画以上であること
- ※開発道路とは、町道の寄付受納基準に適合し、町道認定を受ける道路をいう。
- ・1区画当たりの面積は、200 m²以上であること
- ・分譲地が開発後において、宅地以外の用途にならないこと
- ・各区画が接する道路の有効幅員が4 m以上で、建築基準法の接道要件に満たしていること
- ・上水道及び公共下水道等に接続すること（公共下水道の補助は工事の完了検査結果通知書が必要）
- ・農地は、農地転用許可を受けた土地であること

【手続き方法】

①事業の認定（着手前）

- ・宅地造成支援補助事業認定申請書（様式第1号）の提出
- ※現況写真、土地の登記事項証明書及び法14条図、宅地造成の設計図書、工事の見積書、納税証明書、誓約書兼同意書（様式第2号）、農地転用許可証など必要。

②事業の着手（認定から6か月以内）

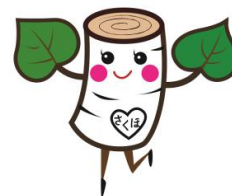
- ・宅地造成支援補助事業着手届（様式第6号）の提出
- ～事業の大幅な変更がある場合は変更手続きが必要～

③交付の申請（工事完了後）

- ・宅地造成支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）の提出
- ※しゅん工図、工事及び完成写真、工事の契約書、工事の領収書、開発道路の寄付申出書など必要

④補助金の請求

- ・宅地造成支援補助金交付請求書（様式第12号）の提出



※詳細は、「佐久穂町宅地造成支援補助金交付要綱」をご確認ください。